

改正派遣法に基づくマージン率の公開

令和3年6月1日

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。

令和元年度における情報提供を下記の通り公開いたします。
このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点第2位以下を四捨五入})$$

- (1) 派遣労働者数の数 3人
(2) 派遣先の数 2社
(3) 派遣料金の平均額(8H平均) 24000円
(4) 派遣労働者の賃金の平均(8H平均) 17600円
(5) マージン率 24.50%

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費、諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

(6) 教育訓練に関する事項
(キャリアコンサルティングの相談窓口)

業務本部 担当	045-713-7132
---------	--------------

(教育訓練に関する事項)

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	実施時間
安全教育	新規採用者	計画的なOJT	弊社	無償	有給	1時間
入所教育	新規就業者・新規入所者	計画的なOJT	弊社	無償	有給	1時間
あるべき姿教育	長期継続中就業者	Off-JT	弊社	無償	有給	年4時間
SDM災害防止教育	長期継続中就業者	Off-JT	弊社	無償	有給	年4時間
酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	長期継続中就業者	計画的なOJT	訓練機関	無償	有給	8時間
フルハーネス型安全帯(墜落制止用器具)特別教育	長期継続中就業者	計画的なOJT	訓練機関	無償	有給	6時間
職長・安全衛生責任者教育	長期継続中就業者	計画的なOJT	訓練機関	無償	有給	14時間

(7) 福利厚生に関する事項
年次有給休暇・定期健康診断